

令和7年7月16日

世界遺産姫路城マラソン実行委員会

会 長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

世界遺産姫路城マラソン2026 おもてなし及び市民参画等業務委託について制限付一般競争入札を実施するので、下記のとおりお知らせします。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

世界遺産姫路城マラソン2026 おもてなし及び市民参画等業務

(2) 履行場所

世界遺産姫路城マラソン実行委員会の指定する場所

(3) 業務期間（予定）

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要

世界遺産姫路城マラソン2026 おもてなし及び市民参画等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4

月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。) 第 3 条に定める排除対象業者 (以下「排除対象業者」という。) に該当していない者であること。

- (3) 競争入札の参加資格等について (平成 23 年姫路市告示第 408 号) 第 5 項の規定により令和 7 年度の姫路市業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「広告、催事、展示」の詳細業種「イベント企画演出、会場設営」に登録がある者であること。

ウ 姫路市税 (納税義務がある場合に限る。以下同じ。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱 (昭和 62 年 6 月 25 日制定) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていない者

(イ) 指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。) がなされていないこと。

カ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 過去に、地方公共団体 (地方公共団体が構成員である実行委員会を含む) が発注するイベント業務の全部又は一部を元請として受注し、当該詳細業種の直近 2 年度のうち、どちらかの年度実績高が 1 千万円以上で、かつ、イベントの企画、演出、運営等を履行した実績を有する者 (会場設営のみは不可)

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和 7 年 7 月 23 日まで
------	-------------------------

配布場所	世界遺産姫路城マラソンホームページで提供する。 (http://himeji-marathon.jp/)
------	--

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類等を持参又は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本。）

エ 第2項第3号キに規定する業務実績調書（様式第3号）

- (2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送（郵送の場合は令和7年7月23日午後4時必着とし、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。）
受付期間	公告の日から令和7年7月23日午後4時まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる姫路市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）
申込書の提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎8階 世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局

- (3) 実行委員会は提出された書類等により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年7月24日を目途に確認通知書により通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、実行委員会に対し

、説明を求めることができる。その場合には、令和7年7月28日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面にて、世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、実行委員会はこれに対し、速やかに回答する。

(6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(7) 提出された書類等は、返却しない。

5 質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次に示す期間内に、質問書（様式第4号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信し、送信後は電話で知らせること。電子メールの件名は「質問書世界遺産姫路城マラソン2026 おもてなし及び市民参画等業務」とすること。

なお、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

また、質問者名は公表しない。

質問受付期間	公告の日から令和7年7月30日 正午まで
送信先	himeji-marathon@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年7月31日を目途に世界遺産姫路城マラソンホームページに掲載する。 (http://himeji-marathon.jp/)

6 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年7月31日まで
業務概要を示す場所	世界遺産姫路城マラソンホームページで提供する。 (http://himeji-marathon.jp/)

7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和 7 年 8 月 6 日 午後 2 時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所本庁舎東館 入札室

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市第 2 9 号）第 2 9 条の規定を準用する。

9 実施スケジュール

期日等	内容
令和 7 年 7 月 1 6 日（水）	公告、仕様書等の提示 制限付一般競争入札参加申込受付開始
令和 7 年 7 月 2 3 日（水）午後 4 時	入札参加申込受付締切
令和 7 年 7 月 3 0 日（水）正午	質問受付締切
令和 7 年 7 月 3 1 日（木）	質問回答予定
令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 2 時	入札
令和 7 年 8 月上旬	契約締結（予定）

10 入札に関する事項

(1) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式（様式第 5 号）を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状（様式第 6 号）を入札書と同封すること。
- ウ 入札書は業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届（様式第

7号)を書面により世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局へ持参又は郵送(書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。)で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。

イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

エ 消費税及び地方消費税相当額の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。

オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1.1 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加資格を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札(前号により無効となった場合の入札を除く。)の最低金額と同額又はこれを超えた入札

- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

1 2 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

1 3 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

1 4 本業務を縮小又は中止とする場合の費用負担について

地震、風水害、積雪その他天災等により、業務継続が困難と実行委員会が判断した場合、業務を縮小又は中止する場合がある。この場合の費用負担は、実行委

員会と受託者が協議して決定するものとする。

1 5 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (4) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (6) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 本業務の契約約款（案）は、別に示すとおりとする。